

秋田県社会福祉施設整備資金貸付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県社会福祉施設整備基金条例（昭和39年秋田県条例第19号、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 秋田県社会福祉施設整備基金（以下「基金」という。）の貸付は県が行うものとする。

第2章 貸付

(貸付対象)

第3条 資金の貸付の対象は、条例第3条の規定に基づき次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人及び日本赤十字社秋田県支部（第1種社会福祉事業に限る。）
- (2) 市町村（第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人に資金を貸し付けるものに限る。）

(貸付資金の種類)

第4条 貸付の資金は次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉施設（以下「施設」という。）の設備整備に必要な資金
- (2) 施設の創設、増築、改築、拡張、改修に必要な資金

(貸付審査基準)

第5条 この資金の貸付を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件に適合したものとする。

- (1) 社会的に信用があり、貸付金の使途が適切で、貸付の目的を有効に達成できる見込みがあること。
- (2) 資金計画が適切であり、償還について確実な見込みがあること。
- (3) 連帯保証人の保証能力が確実であること。
- (4) 担保物件を徴した場合は、それが確実であること。
- (5) 養護老人ホームの改築資金については、この貸付と重複して、独立行政法人福祉医療機構の無利息の貸付を受けていないこと。

(貸付限度額)

第6条 貸付資金（以下「貸付金」という。）の貸付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、貸付金の最低額は100万円とする。

- (1) 施設の設備整備に必要な資金 500万円を上限とする
授産施設機械近代化、防火管理整備のための経費
特殊浴槽整備（更新）のための経費
- (2) 施設の創設、増築、改築、拡張、改修に必要な資金

- ① 補助を伴う場合は、補助対象経費から国、県、市町村及び民間補助金を控除

した額とし、2,000万円を上限とする。

② 補助を伴わない場合は、2,000万円を上限とする。

2 災害その他やむを得ない事由があり、特に必要と認められる場合は、別に知事が定める額とする。

(貸付利率)

第7条 貸付金の利率は無利子とする。

(償還期限)

第8条 貸付金の償還期限は次のとおりとする。

貸付金額	償還期限
500万円未満	10年以内
500万円以上	15年以内

(償還方法)

第9条 貸付金の償還は、年賦均等償還の方法により、初回の償還期日は直近の6月1日とし、以後は毎年6月1日とする。

2 前項の規定に関わらず、貸付金の貸付を受けたもの（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

3 年賦均等償還の方法により算出した償還金に千円未満の端数が生じた場合には、初回の償還金に合算するものとする。

(延滞利息)

第10条 借受人が貸付金について所定期日までに償還しなかったときには、当該償還しなかった元金に対し、10.75パーセントの率を乗じて得た延滞利息を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、延滞利息を減免することができる。

(連帯保証人)

第11条 この資金の貸付を受けようとするもの（以下「借入申込者」という。）は、保証人に理事のうちから3名（理事長を含む。）以上を立てなければならない。

2 保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、市町村及び日本赤十字社秋田県支部が借入申込者の場合には適用しない。

(資金借入の申込)

第12条 借入申込者は、資金借入申込書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 施設整備計画 (様式1)

(2) 資金計画に関する証拠書類

(3) 償還計画 (様式2)

- (4) 償還財源に関する証拠書類
- (5) 財産目録 (様式3)
- (6) 負債の状況 (様式4)
- (7) 連帯保証人調書 (様式5)
- (8) 連帯保証人に関する調書
- (9) 当該借入金にかかる理事会議事録 (市町村の場合は決議書)
- (10) 当該事業の見積書及び設計図
- (11) その他必要な添付書類

2 借入申込を行ったのち、貸付決定以前に借入申込者が借入の必要がなくなったときは、その旨を届け出るものとする。

ただし、借入申込額の増額又は減額をしようとするときは、新たに借入の申込をしなければならない。

(貸付決定)

第13条 貸付の決定は、借入申込者に対し貸付決定通知書(指令)をもって行う。

2 貸し付けない旨を決定したときは、借入申込者に対して理由を付して、その旨を通知するものとする。

(貸付の方法及び貸付金の交付)

第14条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用契約証書(様式6)を提出するものとし、借用契約の締結後、貸付金を一括又は分割の方法で交付するものとする。

(貸付金の償還)

第15条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- (3) 故意に償還金の支払いを怠ったとき。
- (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(償還金の支払猶予)

第16条 借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期間までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人に対し償還金の支払いを猶予することができる。

2 前項により支払猶予した場合は、契約の変更をするものである。

(償還の手続き)

第17条 借受人は、借用契約書に定められた償還計画に従い、所定の期日までに、あらかじめ送付された納入通知書をもって償還するものとする。

(事業計画の変更)

第18条 貸付金の借入申込又は貸付後において、次の各号のいずれかに該当する事業計画等の変更をするとき、又は当該貸付年度内に事業の完成見込みがないときは、あ

らかじめ知事の承認を得なければならない。

- (1) 貸付対象事業の着手が届出予定日から3カ月経過しても行われないうとき。
- (2) 貸付対象事業の完了が完了予定日から3カ月以上遅延するとき。
- (3) 貸付対象事業又は利用目的を著しく変更するとき。
- (4) 建物の構造又は面積を著しく変更するとき。
- (5) 建物の建設場所を変更するとき。
- (6) 設備工事の内容を著しく変更するとき。

2 前項の変更にかかわる承認を得ないで行ったときは、貸付予定決定額又は貸付契約額を減額することができる。

(変更届出等)

第19条 借受人は前条の変更又はその他重要な変更をしようとする場合には、ただちに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画等変更承認申請書 (様式7)
- (2) 連帯保証人変更承認申請書 (様式8)
- (3) 借入金償還方法変更承認申請書 (様式9)
- (4) 延滞利息免除(減額)承認申請書 (様式10)
- (5) 名称変更届 (様式11)
- (6) 住所変更届 (様式12)
- (7) 代表者変更届 (様式13)
- (8) 合併届 (様式14)
- (9) 合併による名称等変更届 (様式15)

2 前号の申請書類を審査した結果、変更を認めた場合は、借受人に対して変更承認通知書(様式16)により通知を行い、必要に応じて貸付に係わる変更契約を行うものとする。

(償還の完了)

第20条 貸付金の償還が完了したときは、借受人に対して償還完了通知書(様式17)により通知するものとする。

(帳簿書類)

第21条 借受人は、次の帳簿書類を備え付け、常に事業の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 借用契約証書
- (2) 伝票、補助簿
- (3) 決算報告書(貸借対照表、収支計算書)、財産目録
- (4) 預金通帳
- (5) 送金、入金通知書
- (6) 借入申込に係る書類
- (7) 貸付決定に係る書類
- (8) 事業実績報告に係る書類

- (9) 変更届出等に係る書類
- (10) その他証拠書類
- (11) 発受信文書

(会計)

第22条 貸付金に係る事業の収入、支出は本部会計又は施設会計において明確に経理しなければならない。

(貸付金の端数計算)

第23条 貸付に係る交付金の端数計算については、万円未満を切り捨てるものとする。

(指導及び監督)

第24条 県は、借受人に対し、必要に応じて事業の実施状況について報告を徴し、又は実施について調査、指導するものとする。

(報告)

第25条 借受人は、資金の貸付事業報告書(借入金運用実績報告書 様式18)を作成し、事業完了後3カ月以内に知事に提出するものとする。

- 2 知事は前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正でない事項があるときは、速やかに必要な指示を行うものとする。

(市町村の行う貸付)

第26条 この要綱中、特に「市町村」と定めている場合のほか、「第2種社会福祉事業」に関する貸付については、市町村が取り扱うものとし、関係書類の整備はこの要綱の定めるところによる。

附則

- 1 この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この要綱前に貸し付けられている貸付金については、この要綱により貸し付けられたものとする。
- 3 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、昭和51年3月1日から施行する。
- 5 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成元年2月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成12年12月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成18年7月24日から施行する。
- 12 この要綱は、平成24年6月25日から施行する。